

様式第11(第8条関係)

(表)

第 号		契印
指 定 職 員 証(後期高齢者医療事務専用)		
写 真	氏 名	
	契印	
年 月 日交付		
高浜市長		印

(裏)

- 1 この証は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定に基づき、保険料、延滞金その他高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による徴収金について地方税の滞納処分の例により処分をする職務に従事する場合、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。